

クリエイター等育成支援（マンガ等コンテンツの次世代のデジタル配信プラットフォームの構築に向けたコンソーシアム創出等）委託実施要項

令和 8年 4月10日

改正 令和 8年 7月30日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

（趣旨）

第1条 本事業は、産学官が連携し、今後さらなる成長が期待できるマンガ分野をはじめとしたコンテンツの海外発信基盤の構築、そのための人材育成、対価還元に向けた環境構築等の総合的な取組等のため、活動への助成（以下「助成型事業」という。）、並びにクリエイター等育成支援のための事業の実施（以下「委託型事業」という。）を通じて、我が国のコンテンツやクリエイターの国際的評価の向上や、創作活動を含む産業全体を活性化するための好循環の創出等を目的とする。

（委託業務の内容）

第2条 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、事業の実施に必要な以下の業務の全部又は一部を委託することができる。

（1）全体運営業務のうち、次に掲げるもの

- ア 本事業の進捗管理・成果検証等を行う委員会に関する業務
- イ 本事業の広報・マーケティング分析に関する業務

（2）助成型事業事務運営業務のうち、次に掲げるもの

- ア 応募団体からの応募書類等受付に関する業務
- イ 助成対象活動選定のための審査に関する業務
- ウ 助成対象団体との連絡調整に関する業務
- エ 助成対象団体から提出される交付申請書、変更承認申請書、実績報告書等の確認に関する業務
- オ 助成対象活動に係る助言等の支援を行う者との連絡調整に関する業務
- カ 助成対象活動に係る助言等の支援を行う者への支払いに関する業務
- キ その他上記の業務の執行に必要な事務

（3）委託型事業事務運営業務のうち、次に掲げるもの

- ア 応募団体からの企画提案受付に関する業務
- イ 企画提案を審査するための委員会に関する業務
- ウ 受託者との連絡調整に関する業務
- エ 受託者から提出される業務計画書、収支報告書等の確認に関する業務
- オ 受託者との契約に関する業務
- カ 受託者への支払いに関する業務
- キ 業務完了後の報告書のとりまとめ、提出に関する業務

ク その他上記の業務の執行に必要な事務

(4) 委託型事業実施業務のうち、次に掲げるもの

ア クリエイター等育成支援のための事業の企画・立案業務

イ クリエイター等育成支援のための事業の実施・運営業務

ウ その他クリエイター等育成支援のための事業の実施に必要な業務

(業務の委託先)

第3条 委託先は、コンテンツ分野に関して相当の知識を有し、当該コンテンツ分野に係る団体等へ業務等に必要な情報提供や連絡調整を円滑に行うことができる又はコンテンツの海外発信基盤の構築、人材育成もしくは対価還元に向けた環境構築等を行うことができる、法人格を有する団体とする。

(委託期間)

第4条 委託期間は、委託を開始した日から業務が完了した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までとする。

(委託手続)

第5条 委託を受けようとする団体は、別に定める業務計画書等を振興会に提出しなければならない。

2 振興会は、団体から提出された業務計画書等の内容を検討し、適切であると認めた場合、団体に対し業務を委託する。

(委託経費)

第6条 振興会は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、旅費、諸謝金、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。

2 振興会は、団体が委託契約書の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

3 委託費の支払は、原則として精算払いとする。但し、振興会が必要と認めた場合に限り、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

(再委託)

第7条 団体は、本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本業務のうち、再委託することが業務を実施する上で合理的であると認められるものについては、本業務の一部を再委託することができる。

(業務完了の報告)

第8条 団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、別に定める委託業務完了（廃止）報告書を作成し、業務が完了した日から30日を経過した日、又は契約期

間満了日のいずれか早い日までに、振興会に提出しなければならない。

(委託費の額の確定)

第9条 振興会は、前条の規定により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体へ通知するものとする。

2 前項の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

(その他)

第10条 振興会は、団体における業務の実施が事業趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

2 振興会は、委託業務の実施に当たり、団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

3 振興会は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

4 団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。本業務の一部について再委託を受けた者も同様とする。

5 この要項に定める事項のほか、本業務の実施に当たり必要な事項については、独立行政法人日本芸術文化振興会企画部基盤強化基金事務局関係委託業務実施要領に定めるところによる。

附 則

この要項は、令和8年 4月10日から施行する。

附 則（令和8年 7月30日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要項は、令和8年 7月30日から施行する。